

山村における税制優遇措置の2年延長 (H29~H30)

税制優遇措置

国税の割増償却と都道府県税・市町村税の減税措置の促進

山村振興法による税制優遇措置等

国税

法人税・所得税の割増償却 機械・建物

事業者の設備投資後の5年間、普通償却限度額の24%（機械・装置）、36%（建物等・構築物）の割増償却を措置。

都道府県税

不動産取得税の減税の促進 建物・土地

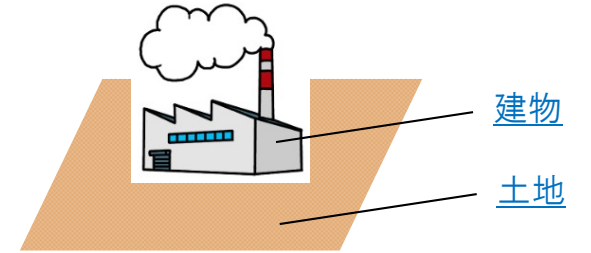
事業者の設備投資に係る不動産取得税を4%（土地3%）から0.3%に！（地方公共団体の減収額の大半を普通交付税により補填。）

市町村税

固定資産税の減税の促進 機械・建物・土地

事業者の設備投資に係る固定資産税を1.4%から0.14%（2年目0.7%、3年目1.05%）に！（地方公共団体の減収額の大半を普通交付税により補填。）

事業者の設備投資



税制活用効果

設備投資を行った場合の効果額（シミュレーション）

機械設備1,000万円※¹、建物1,000万円※²、土地1,000万円※³の設備投資を行った場合、**3年間で計128万円の効果。**

※¹：機械設備の資産評価額は、初年度875万円、2年目656万円、3年目492万円で試算。

※²：建物の資産評価額は、700万円（3年固定）で試算。

※³：土地の資産評価額は、700万円（3年固定）で試算。

	法人税・所得税	+	不動産取得税	+	固定資産税	=	
1年目	11万		45万円		29万円	=	85万円
2年目	11万				14万円	=	25万円
3年目	11万				7万円	=	18万円
							計128万円

設備投資による新製品のマーケティング費用等に！！



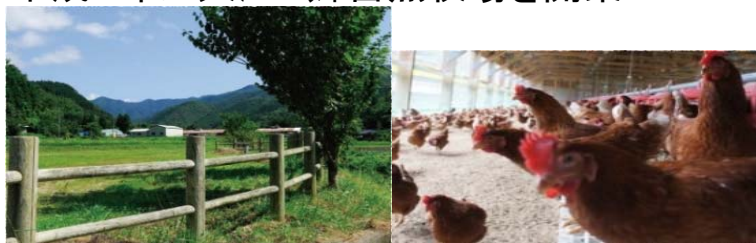
鳥取県八頭町の農家レストランの事例

○鳥取県八頭町の(有)ひよこカンパニーは、高い安全性と栄養価の高いブランド卵を生産していたが、平成20年にはカフェを、平成28年4月には農家レストランを開業。

○農家レストランの設備投資(建物・機械)に対して、山振税制※を活用予定(平成28年)。

※ 山振税制 : 所得税、法人税の割増償却(国税)、不動産取得税、固定資産税の不均一課税(地方税)

平成6年に大江ノ郷自然牧場を開業



平飼いにより生産されるブランド卵「天美卵」を販売。

平成20年にカフェをオープン



卵を使ったスイーツ等を販売。

平成28年4月に農家レストランをオープン



農家レストランの開業による効果

- ① 新規雇用者43名(高卒3名、大卒10名、一般雇用30名)を創出
- ② 町内を訪れる観光客が増加(年間の来場者が20万人)
- ③ 地域の食材を活用することにより地域経済が活性化

山振税制を
活用予定